

島田市告示第 70 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による中河第二土地改良事業共同施行に係る換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成24年 3月30日

島田市長 桜井 勝郎



- 1 中河字西中久保に編入する区域
中河字中瀬729、字西中瀬763の一部、763の2の一部、764の2の一部、764の4の一部、767の1の一部
- 2 中河字西中瀬に編入する区域
中河字西中久保760の3の一部